No	問
1	1 コンピュータ・プログラムの著作者の氏名を表示しなくとも、当該コンピュータ・プログラムを組み込んだ製品を製造販売することができる。
2	2 映画の著作物の著作者人格権は、その映画の製作者に帰属する。
3	3 株式会社の社長が社長室長に命じて、株主総会における社長の挨拶原稿を執筆させた場合、社長室長は同一性保持権を有しない。
4	4 コンピュータ・プログラムの著作物にバグ（欠陥）があった場合、それを修正しても、同一性保持権を侵害しない。
5	5 著作者の同意を得て著作物が公表された場合には、公表権は消滅する。
6	1 甲が執筆した詩を、乙が朗読会で朗詠した。その朗読会が非営利かつ無料で開催され、乙も報酬を得ていない場合には、丙がこれを録画し、DVDとして販売しても、甲の著作権及び乙の著作隣接権を侵害しな
7	2 甲が執筆した脚本を、乙が舞台で演じた。丙が、DVDとして販売するためにこれを録画する行為は、甲の著作権及び乙の著作隣接権を侵害する。
8	3 甲が作詞及び作曲した歌を、歌手乙が歌唱している。丙が、テレビ番組で、乙の歌い方そっくりにこの歌を歌う場合、甲の著作権は侵害するが、乙の著作隣接権は侵害しない。
9	4 甲が作詞及び作曲した歌を歌手乙が無断でアレンジして歌唱した。その歌唱を、放送事業者丙が録画して放送した。この放送を受信して、インターネット上にアップロードする行為は、甲の著作権及び丙の著作隣接権を侵害するが、乙の著作隣接権は侵害しない。
10	5 甲が作詞及び作曲した歌を、放送事業者丙のテレビ番組において、甲の許諾のもと、歌手乙が歌唱した。この番組を受信し、スタジアムの巨大スクリーンに映して、入場料を徴収して多数の者に視聴させる行為は、甲の著作権及び丙の著作隣接権を侵害するが、乙の著作隣接権は侵害しない。
11	1 建売住宅は、建築の著作物とはならない。
12	2 刺身包丁は、著作物とはならない。
13	3 防犯カメラで撮影された写真は、著作物となる。
14	4 コンサートの生中継放送は、放送局が録画していない場合、映画の著作物とはならない。
15	5 予め原稿を作成していない講演は、著作物となる。
16	1 大学教員が、担当する講義において学生に配布するために、他人の未公表の論文を複製する行為は、講義で使用する必要があり、それに必要な範囲に限られているのであれば、複製権の侵害とはならない。
17	2 携帯電話の修理のために、その携帯電話に記録されていた音楽を別の記録媒体に複製し、修理の後に、それを携帯電話に記録し直す行為は、修理後に当該記録媒体に記録された音楽を消去するならば、複製権の侵害とはならない。
18	3 彫刻の原作品の所有者が、その彫刻が展示される特別展の宣伝に使用するために、その彫刻のレプリカを作成する行為は、複製権の侵害となる。
19	4 ベストセラーとなった小説を点字により複製し、不特定の者に販売したとしても、複製権及び譲渡権の侵害とはならない。
20	5 購入者から買い取った中古の音楽CDを販売する行為は、その音楽の著作権者が、CDの中古販売をしないことを条件にその販売を許諾し、CDのパッケージにも中古販売を禁止する旨の文言が明記されている場合であっても、譲渡権の侵害とはならない。
21	1 建物の外壁に描かれた絵画を、絵はがきにして販売するために、写真に撮って印刷する行為は、その絵画の複製権の侵害とはならない。
22	2 英語で書かれた小説が、日本語に翻訳された。不特定の者に対して有料で翻訳を朗読すると、翻訳家の口述権の侵害となるが、小説家の口述権の侵害とはならない。
23	3 言語学の研究者が、コンピュータを用いた統計的な解析によって用語法の変遷を研究するために、同時代の多数の小説をコンピュータに記録することは、それらの小説の複製権の侵害となる。

24	4 特許庁が、拒絶理由通知書に添付するために、必要に応じて当該拒絶理由通知書に記載された文献を複製したとしても、複製権の侵害とはならない。
25	5 市販のコンピュータ・プログラムの著作物を、不特定の者に貸与することは、営利を目的とせず、貸与を受ける者から料金を受けない場合でも、貸与権の侵害となる。
26	1 聴衆が、自分で視聴するために、コンサートをビデオカメラで撮影することは、歌手の著作隣接権を侵害しない。
27	2 新譜CDの販売後6月を経過すると、レコード製作者の許諾なしに、レンタルショップがそのCDを公衆に貸与したとしても、そのレコード製作者は差止めを請求することができない。
28	3 市販されている音楽CDに収録されている曲をアレンジして演奏するには、レコード製作者の同意を得なければならない。
29	4 歌手は、その歌唱の録音されたCDが放送で使用される場合は、常に、その氏名の表示を請求することができる。
30	5 歌手は、その歌唱によって著名となった曲を、他の歌手がカバーする場合には、補償金の支払を請求することができる。
31	1 放送局の従業員であるディレクターは、その放送局のテレビ番組を演出した場合、勤務規則の定めに従って、その番組の著作者人格権を取得することがある。
32	2 ある思想を賛美する内容の小説を執筆した小説家は、その小説の著作権を既に第三者に譲渡していた場合には、当該思想を否定する考えに変わったとしても、出版権の消滅を求めることはできない。
33	3 学術論文を痛烈に批判したからといって、著作者の名誉又は声望を害する方法による著作物の利用になるわけではない。
34	4 小説を小学校の教科書に掲載する際に、難解な漢字をひらがな表記に変更する行為は、学校教育の目的上やむを得ないとしても、作家の心情を害する結果となる以上、同一性保持権の侵害となる。
35	5 著作物の改変に関する著作者の同意は、必ずしも明示的なものである必要はない。
36	1「白鳥の湖」の振付けは、著作物として保護されない。
37	2 研究者甲が、教科書を執筆する過程で、同じ研究室に所属する研究者乙から、その教科書の原稿の誤りを指摘され修正しても、その教科書は、甲及び乙の共同著作物とはならない。
38	3 著作権侵害訴訟において、著作物であることは、原告が立証しなければならない。
39	4 資金を提供してプログラムの創作を依頼しただけでは、そのプログラムの著作者とはならない。
40	5 銅像の台座部分に自己の署名を施した者は、その銅像の著作者であると推定される。
41	1 詩の著作権者の許諾なく、その詩を朗読した映像を放送することは、口述権の侵害となる。
42	2 東京の本店と大阪の支店とをネットワークで結び、社外からのアクセスができないようにしているイントラネットに、著作権者の許諾なく論文を掲載し、多数の従業員が閲覧できるようにしても、公衆送信権の侵害とはならない。
43	3 映画のDVDを、著作権者の許諾なく公衆に貸与した場合には、貸与権の侵害となる。
44	4 画家は、無名の頃に画商に売却した絵が、当初の売却額より遥かに高い価格でオークションにより売却された場合には、追及権を行使でき
45	5 著作権者の許諾なく、デパートで、BGMとして、CDの音楽を流すことは、演奏権の侵害となる。
46	1 著作権者は、DVD録画機の製造者に対して、私的録音録画補償金の支払を請求することはできない。
47	2 国立大学法人の附属図書館の館長は、インターネット資料を収集し保存するために、著作物を記録媒体に記録することができる。
48	3 情報公開請求の対象に著作物が含まれているとしても、著作権者は、行政機関に対して、開示のための複製物の作成の差止めを求めることができない。

49	4 絵の鑑定書の中に、鑑定対象を特定するためにその絵の写真を載せても、複製権の侵害とはならない。
50	5 東京都知事が都議会に提出するために、論文を複製しても、複製権の侵害とはならない。
51	未公表の著作物の著作権を著作者が譲渡した場合は、公表に同意したものとみなされる。
52	法人も、著作者人格権を取得する場合がある。
53	投稿された俳句を俳句雑誌に掲載するにあたり、選者が必要と判断したときに添削をすることは、著作者人格権を侵害しない。
54	カフェで、BGMとして楽曲を流す場合に、氏名を表示しないとしても、著作者人格権の侵害とはならない。
55	彫像の頭部を表情の異なるものと取り替えることは、著作者人格権の侵害となる。
56	オペラの上演において、オペラ歌手は実演家としての保護を受けるが、オペラを演出する監督は実演家としての保護を受けない。
57	オペラの上演において、オペラ歌手の歌う場面を無断で写真撮影する行為は、そのオペラ歌手の著作隣接権侵害になる。
58	ギタリストがスタジオで録音を行った演奏が未公表である場合には、そのギタリストは当該演奏について公表権を有する。
59	映画の編集において、その映画に出演している俳優の出演部分の一部を削った場合であっても、その削除が当該俳優の名誉声望を害するものといえないときは、当該俳優の同一性保持権の侵害にはならな
60	映画音楽の演奏家が、映画の著作物にその演奏が使用されることを許諾していたときは、当該映画のサウンド・トラック盤CDにその演奏が無断で収録されたとしても、録音権の侵害にはならない。
61	インターネット・オークションで、自己の所有する版画を販売するために、その版画の著作権者の許諾を得ることなく、デジタルカメラでその版画を撮影し、オークション・サイトに掲載する行為は、著作権侵害とな
62	絵画を所有する美術館が、その絵画の展示される展覧会の広報のためその絵画の著作権者の許諾を得ることなく、その絵画を複製したポスターを作成することは、複製権侵害とならない。
63	映画の著作物の著作権の存続期間満了後であっても、その映画に利用されている映画音楽の著作権の存続期間が満了していない場合には、当該映画音楽の著作権の権利処理をせずにその映画をDVD化することは、当該映画音楽の著作権侵害になる。
64	楽曲の著作権者の許諾を得ることなく、歌手が野球場でのコンサートでマイクを通して歌った場合、演奏権侵害は成立するが、公衆送信権侵害となることはない。
65	プログラムの著作物の違法複製物を、違法複製物であることを知らずに無償で譲り受けて企業内で使用する行為は、著作権侵害とならな
66	辞書の編集過程において紙面の割り付け方針を示した者は、著作者となる。
67	映画の企画案ないし構想を提供した者は、著作者となる。
68	観光ビザにより我が国に滞在した外国人は、雇用契約により会社において労務として図画を作成した場合でも、著作者となる。
69	映画製作のために撮影された映像の著作権は、その映画が未完成であっても映画製作者に帰属する。
70	脚本家が小説に基づいて創作した脚本について、小説の著作者は共同著作者とはならない。
71	交際相手にあてた私信という程度の手紙も著作物となる。
72	パントマイムも著作物となる。
73	家具に用いられる天然木目の化粧紙も著作物となる。
74	妻が夫を撮影したスナップ写真も著作物となる。
75	政府の審議会の報告書も著作物となる。
76	(イ) 共同著作物である小説が第三者により無断で出版されている場合、各共同著作者は、単独で差止めを請求できる。
77	(ロ) アイドル歌手が作った詩に、高名な作曲家が曲を付けて一曲の歌謡曲を完成させた場合、当該歌謡曲は共同著作物である。

78	(ハ) 共同著作物が第三者により無断で改変された場合、各共同著作者が同一性保持権侵害に係る自己の持分に対する損害賠償請求を単独でなし得るか否かという点について、著作権法に明文の規定はない。
79	(ニ) 共同著作物である既発表の小説を外国語に翻訳する際に、共同著作者の一人は、正当な理由があれば、その翻訳に対する合意の成立を妨げることができる。
80	建物の屋根の雨漏りを修理した結果、その天井に描かれた天井画の一部が失われた場合、当該天井画の著作者の同一性保持権の侵害を構成する。
81	著作物である木像の原作品を完全に焼却する行為は、同一性保持権の侵害を構成しない。
82	他人の小説を無断で改変した場合であっても、客観的に社会的評価が高まるような改変であれば、同一性保持権の侵害を構成しない。
83	小説の題号の改変行為は、題号自体が著作物性を具備している場合に限り、同一性保持権の侵害を構成する。
84	著作者の死後、著作物を改変する行為が禁じられるのは、著作者の名誉又は声望を害するおそれのある場合に限られる。
85	映画のために作曲された映画音楽の著作権は、当該映画の著作物の著作権存続期間の満了と同時に、消滅する。
86	映画の著作物の著作権は、原則として、当該映画の創作後、70年を経過するまでの間存続する。
87	映画のための脚本を執筆した脚本家は、当該映画の著作物の著作者である。
88	小説を原作とした映画の著作物を映画館で上映するには、原作とされた小説の著作権者の許諾が必要である。
89	映画会社は、社外の監督を起用して製作した映画の著作物の無断改変に対して、同一性保持権の侵害を主張できる。
90	映画製作者と契約して、映画の1シーンのために、パブのステージで歌唱する流行歌手を演じた歌手は、その映画がDVD化されても差止請求できないが、その映画が歌手に無断でテレビ放送されるときは、差止請求できる。
91	ラジオ番組で、市販の音楽CDに録音された音楽を再生して放送する場合、聴取者からの電話リクエストに応えて選曲して放送するなど事前に実演家の許諾を得ることが困難なときを除き、事前に実演家の許諾を得なければならない。
92	テレビ番組で、市販のDVDに録音及び録画されたバレエを再生して放送する場合、放送事業者は、DVDの製作者に補償金を支払う必要はあるが、DVDの製作者には、放送の差止めを請求する権利はない。
93	地上波テレビ放送をアンテナとチューナーを用いて受信し、これをインターネットを経由して不特定多数の人に送信したとしても、受信可能な地域がもともとの地上波テレビ放送を受信可能な地域の内に限られていれば、それが営利事業として営まれているか否かにかかわらず、放送事業者から差止請求を受けることはない。
94	放送事業者は、その放送するテレビ番組を待合室のテレビ受像機に映している病院に対して、補償金を求める権利を有しない。
95	著作者甲は、その著作物について、複製権を乙に譲渡した場合、乙による複製を差し止めることはできないが、第三者丙による複製については、乙から丙が許諾を受けていない限り、差し止めることができる。
96	2 作曲家甲は、その音楽の著作物について、著作権のすべてを乙に譲渡したとしても、甲自身が公開のステージで満員の聴衆を前にしてその音楽の著作物を演奏することに対して、乙から差止請求を受ける
97	3 漫画家は、その漫画によって表現された思想を批判する目的でなされたものであったとしても、その漫画の一コマを複製して文書で批判を記した書籍の出版を差し止めることができる。
98	4 画家甲は、画商乙に預けた自らの絵画を、別の画商丙が甲の同意を得ることなく展覧会で展示をすることについて、差し止めることができ
99	5 作曲家は、その音楽の著作物を劇場用映画の中で使うことを映画製作者に対して許諾した以上は、その映画の家庭用DVDの販売に対して、差止請求権を行使することができない。

100	甲は、購入した音楽CDに格納されていたのと同じ楽曲を、自分で演奏し、その演奏を録音した。甲による録音は、CDから直接に複製していないため、私的使用のための複製には該当しない。
101	甲は、購入した音楽CDをCD－R(コンパクト・ディスク・レコーダブル)に複製し、そのCD－Rを友人である乙に譲渡した。甲による複製は、私的使用のための複製に該当しないため、音楽著作物の複製権を侵害し、CD－Rの乙への譲渡は、その譲渡権を侵害する。
102	甲は、購入した音楽CDを複数のCD－Rに複製し、それらのCD－Rを友人である乙に譲渡した。この場合、乙が、インターネット上でそれらのCDRを販売する目的で、甲に指示をしてCDを複製させたのであれば、乙について複製権の侵害が成立する可能性がある。
103	甲は、購入した音楽CDにコピー・プロテクションがかけられているのを知り、技術に詳しい友人乙に頼んで、そのプロテクションを解除してもらい、通学中に聴くために、携帯電話に複製した。甲による複製は、私的使用のための複製には該当しないため、音楽著作物の複製権を侵害し、乙によるプロテクションの解除は、著作権法上の刑事罰が科される
104	甲は、購入した音楽CDをCD－Rに複製した後、当該音楽CDを中古音楽CD販売業者に売り渡した。甲による複製は、私的使用のための複製に該当するが、その後、音楽CDを他者に販売しているため、私的使用の目的外使用となり、複製権の侵害が成立する。
105	甲社の従業員である乙の発明について、甲社の依頼に基づき、甲社に雇用されていない弁理士丙が、特許出願のために明細書を作成した。当該明細書に関する著作権は、甲社に原始的に帰属する。
106	甲社の従業員である乙の発明について、甲社の発表するプレス・リリースに含めるため、甲社における乙の上司の指示に基づき、乙が説明図を作成した。当該説明図に関する著作権は、甲社に原始的に帰
107	甲社の従業員である乙の発明が、一定の機能を果たす電子回路に関するものであるところ、甲社の委託により、甲社の取引先である丙社の従業員丁が、この発明を実施する電子回路の回路図を作成した。当該回路図に関する著作権は、甲社に原始的に帰属する。
108	甲社の従業員である乙の発明が、ある種の疾病の発見に役立つDNAの塩基配列を持つマウスであるところ、そのようなマウスは著作権によって保護されないが、DNAの塩基配列は、甲社の著作物であるから、著作権によって保護される。
109	甲社の従業員である乙の発明が、効率的な迷惑メールフィルタ装置に関するものであるところ、乙が当該発明の原理について、学会誌に寄稿し、乙の名前で掲載された論文に関する著作権は、甲社に原始的に帰属する。
110	実演家の許諾を得て放送された実演について、実演家の録音権は、放送のための固定や送信可能化のための固定に及ばない。
111	実演家の譲渡権に関し、譲渡権者により公衆に譲渡された実演の録音物のその後の譲渡については譲渡権の規定は適用されないが、譲渡権者により特定かつ少数の者に譲渡された当該録音物のその後の譲渡については、譲渡権の規定が適用される。
112	実演が公表されていない場合、当該実演が録画されたDVDを、実演家に無断で公衆に譲渡する行為は、実演家の公表権の侵害となる。
113	レコード製作者は、自己が固定した商業用レコードに録音されている音楽がテレビ番組の中で放送された場合には、二次使用料を請求することができるが、レコード製作者が有する請求権を管理する指定団体が存在する場合には、レコード製作者自身は、当該権利を行使すること
114	放送事業者は、自己の放送した番組を受信して無断で再放送する行為に対して、排他権は有せず、二次使用料を請求する権利を有するにとどまる。
115	中学校用教科書に掲載されている小説を複製し、問題文を付加して試験問題を作成し、授業中に行う試験用の問題として学校に販売したとしても、試験問題としての複製に該当するので、当該小説の複製権の侵害とはならない。

116	自己の開設するウェブサイトのウェブページ上に、他人が描いた漫画を掲載する行為は、当該ウェブページへのアクセスを、自己が通学している総合大学の学生のみに限定している場合であっても、公衆送信権の侵害となる。
117	自己の経営する飲食店において、ギターで音楽の生演奏を行うことは、店の客から音楽演奏に対する対価を徴収していなければ、店内で提供する飲食物について対価を徴収している場合であっても、演奏権の侵害とはならない。
118	教員は、大学の授業に関連するものであれば、他人の著作物を複製して、その複製物を学生に頒布することができる。
119	公立小学校の教諭が、自分の家で録画したテレビ番組を、授業における素材として利用することを思いつき、当該テレビ番組を、教室にある一般家庭用テレビを用いて、授業中に児童に鑑賞させる行為は、当該テレビ番組の上映権を侵害する。
120	旧仮名遣いで書かれた小説を、小学校の教科書に掲載するに際して、現代仮名遣いにすることは、当該小説の著作者の著作者人格権を侵害する。
121	甲が作曲した楽曲を乙が編曲することは、甲の著作者人格権の侵害となることがある。
122	ゲームソフトのメーカー甲社の従業員乙が、甲社の名称で発売するゲームソフトに用いるコンピュータ・プログラムを、上司の命令に従って作成した場合でも、当該プログラムに関する著作者人格権は、乙に帰
123	ゲームソフトのメーカー甲社が、独立のデザイナーである乙に委託して、ゲームソフトの登場人物の原画を描いてもらった場合、当該委託契約において、著作権のみならず著作者人格権も譲渡の目的として特掲すれば、甲社は、当該原画に関する著作者人格権を譲り受けることが
124	外国語で書かれた小説を、劇作家が日本語の演劇の脚本にした場合、当該日本語の脚本には、その劇作家の著作者人格権は発生しな
125	法人甲の従業員乙が職務上作成した資料であり、かつ、甲の著作名義で公表されたものであっても、当該資料の著作者人格権は、常に乙に帰属し、甲がこれを取得することはない。
126	甲が書いた小説を、翻訳家をめざす学生乙が翻訳し、その翻訳物に原著作者として甲の氏名を表示しないことは、乙がその翻訳物を自己の家族である丙以外には見せなかったとしても、甲の氏名表示権を侵害
127	甲が書いた小説について、出版社乙が、その小説がより売れるようにタイトルの一部を勝手に変更して出版する行為は、当該タイトルが著作物性を有しない場合であっても、甲の同一性保持権を侵害する。
128	甲が乙に対して、絵画が完成したならばそれを公表することについて承諾していた場合、その絵画を甲が完成する前に、乙がその絵画を無断で公表しても、甲の公表権を侵害しない。
129	甲と乙との共同著作物について、丙がこれを翻案することは、丙が乙から同意を得ていたときには、甲の同一性保持権を侵害しない。
130	絵画の著作者は、絵画の所有者が絵画を転売して利益を得た場合には、補償金の支払を求めることができる。
131	私的録音録画補償金の支払がなされていないCD－R(コンパクト・ディスク・レコーダブル)に、家庭内で、著作権で保護されている音楽を音楽CDから複製すると、個人として楽しむ目的であっても、著作権を侵害したことになる。
132	画学生が、絵画の勉強のために美術館で現代作家の絵画を模写した場合、その模写をデジタル写真撮影してウェブで公開しても、当該現代作家の絵画の著作権を侵害することにはならない。
133	正規に購入したコンピュータ・プログラムの欠陥を勝手に修正しても、当該プログラムの著作権を侵害したことにはならない。
134	改変自由な条件でインターネットを経由して広く無償で配布されている、いわゆるオープンソースのコンピュータ・プログラムは、著作権で保護されていない。
135	映画の著作物の著作権の存続期間は、当該映画の著作物が創作後70年以内に公表された場合には、公表後70年である。

136	2 出版社が、その発行する雑誌において、その社員であるカメラマンが撮影した写真の著作物を、出版社の著作名義で公表した場合、当該著作物の著作権の存続期間は公表後50年である。
137	3 匿名で小説を出版した銀行員が、その出版の後50年以内に、本名を著作者名として当該小説を出版し直した場合、その小説の著作権の存続期間は、著作者である銀行員の死後50年である。
138	4 映画の著作物の著作権の存続期間満了後であっても、当該映画の原作小説の著作権の存続期間が満了していない場合、当該映画のDVDを製作するためには、原作小説の著作権者の許諾を得る必要があ
139	5 出版社が、雑誌にその著作名義で連載していた、その創業者の伝記を、未完のまま休載し、5年後に連載を再開して完成させた場合において、休載前の部分についての著作権の存続期間は、休載前の最後の回の公表後50年であり、連載再開後の部分についての著作権の存続期間は、最終回の公表後50年である。
140	1 工作機械が著作物とならない以上、工作機械の設計図も著作権では保護されない。
141	2 ある県の県庁が作成した県民への広報用のパンフレットは、著作権で保護されることはない。
142	3 裁判において証拠として提出するために他人の論文を複写することは、その論文に関する著作権の侵害となる。
143	4 他人の論文の一部を引用して激しく批判すると、その論文に関する著作権の侵害となる。
144	5 他人の著作物に依存することなく、昔話「桃太郎」の新しい絵本を描いて出版することは、誰でも自由にできる
145	1 オーケストラのコンサートにおいて、楽器の演奏を行った者は、それぞれ実演家として著作隣接権を有するが、楽器の演奏を行っていない指揮者は、著作隣接権を有しない。
146	2 放送事業者は、その放送を録画した複製物を貸与する権利を有す
147	3 サッカーチームの運営会社が、テレビで生放送されている試合を直接受信して、大型スクリーンを用いてスタジアムでサポーターに鑑賞させても、その放送番組が著作物の要件を満たさない場合には、放送事業者の著作隣接権を侵害しない。
148	4 実演家は、音楽CDに録音されている自身の演奏が放送された場合には、当該音楽CDの録音に対して許諾を与えていたとしても、二次的使用料を受ける権利を有する。
149	5 レコード製作者の権利がレコード会社と実演家とで共有されている場合、レコード会社は、その実演家の同意を得ることなく、自己の持分を譲渡することができる。
150	アルバイトの学生が勤め先の企業で作成した著作物について、その企業が著作者となる場合がある。
151	会社の人事評定マニュアルのように、一般に外部への公表を予定していない著作物についても、その会社が著作者となる場合がある。
152	映画製作会社の従業者が職務として映画の著作物を作成した場合、この映画がその会社の名義で公表される限り、原則として、その映画製作会社が著作者となる。
153	ゴーストライターが自己の創作に係る著作物を他人名義で出版することに同意を与えた場合、そのゴーストライターは、その著作物の著作者とはならない。
154	映画製作会社は、自ら企画して映画を製作する場合のみならず、第三者から委託を受けて映画の製作を行う場合にも、映画製作者として著作権を取得することがある。
155	著作隣接権についても、著作権の場合と同様に、権利者が不明の場合に、文化庁長官の裁定により、利用の許諾を得ることができる制度がある。
156	俳優がテレビ放送用番組への出演を承諾した場合、放送局は、その俳優の許諾なしに、その実演が収録された番組のDVDを製造して販売することができる。
157	放送局がテレビ番組の中で、市販された音楽CDを音源として無断で利用した場合には、レコード製作者の放送権を侵害することになる。

158	市販された映画のDVDを購入し、その映像をインターネットを通じて公に送信する行為は、その映画に出演した俳優の公衆送信権を侵害することになる。
159	放送されたテレビ番組からアイドルが歌唱しているシーンを録画して、これをビデオテープに複製して販売すると、放送事業者の複製権を侵害することになる。
160	図書館等は、利用者の調査研究の用に供するためのものであるときには、著作権者の許諾なく、利用者の求めに応じて複製を行うことができ
161	大学は、公表された小説の一部を含む試験問題を入学試験において出題する場合、その小説の著作権者の許諾を得る必要はない。
162	大学の文化祭で、歌手を招いてコンサートをする場合、その歌手に出演料を払っているときでも、聴衆から料金を受けなければ、その歌手が歌う楽曲の著作権者に許諾を得る必要はない。
163	現代絵画が盗難にあった時、この盗難事件を報道するために、その絵画の画像をテレビで放送することは、その絵画の著作権の侵害とはならない。
164	特許庁の審判手続において、証拠として提出するために、必要と認められる限度で、他人の著作物を許諾なく複製することができる。
165	未公表の美術の著作物の原作品をその著作者が譲渡した場合でも、著作者の同意を得ない限り、原作品の譲受人がその原作品を公に展示する行為は、公表権の侵害となる。
166	美術の著作物を複製したポスターを駅の待合室に掲示する際には、展示権を有する著作権者の許諾を得る必要がある。
167	美術の著作物の原作品の所有者は、著作権の存続期間満了後は、その著作物の複製に係る権利を専有する。
168	建築の著作物の所有者が、その建築を改築することは、同一性保持権の侵害とならない。
169	建築の著作物を背景とした写真を掲載したファッション誌を販売する行為は、その建築の著作物の著作権の侵害となる。
170	プログラムが著作物として保護されるためには、新規性及び進歩性が必要である。
171	現代の書家が、平安時代の高僧の書を忠実に写した書は、著作物として保護される。
172	複写機の取扱説明書は、著作物として保護されない。
173	バレエの振付けは、著作物として保護される。
174	既存の楽曲をその著作権者に無断で編曲した場合、その編曲された楽曲は、二次的著作物として保護されない。
175	映画に使用される音楽を創作した作曲家は、その映画のDVDを無許諾で公衆に貸与している者に対し、映画の著作権者と同様に、頒布権侵害を主張することができる。
176	本社の従業者がレコード店で購入した音楽CDの曲を、全国に所在する事業所のネットワーク端末で全従業者が利用できるようにすることは、公衆送信権の侵害にあたる。
177	カラオケ装置のリース業者は、リース先のカラオケ店がその装置を用いて著作権侵害を行った場合、法的責任を負うことがある。
178	複製に使用する機器・記録媒体が私的録音録画補償金の課金の対象となったものであれば、技術的保護手段を回避して行われる複製でも、私的使用のための複製にあたる。
179	個人が自己の所有する市販の音楽CDを専ら友達のために複製する行為は、私的使用のための複製にあたらない。
180	最高裁は、メモリーカードの販売業者は、自らメモリーカードを用いてゲームソフトの改変を行っているわけではないから、同一性保持権の侵害について法的責任を負わない、とした。
181	最高裁は、メモリーカードの購入者が行う私的領域内における改変はそもそも同一性保持権の保護の対象ではないから、メモリーカードの販売業者は、同一性保持権の侵害について法的責任を負わない、とし
182	最高裁は、メモリーカードの販売業者は、メモリーカードの購入者を手足としてゲームソフトの改変を行っているから、同一性保持権を侵害する者又は侵害するおそれのある者として、差止請求権に服する、とし

183	最高裁は、メモリーカードの販売業者の行為がなければ同一性保持権侵害は生じなかったといえる以上、メモリーカードの販売業者は、メモリーカードの使用による同一性保持権の侵害を惹起(じゃっき)した者として、不法行為に基づく損害賠償責任を負う、とした。
184	最高裁は、メモリーカードの販売業者は、ゲームソフトの改変を行っているわけではないが、直接的な侵害主体に準じる立場にあるので、差止請求権に服する、とした。
185	甲、乙及び丙の3名の研究者が共同して執筆した共著論文を公表するためには、甲乙丙の3名を著作者として表示すれば、甲は、乙及び丙の同意を得る必要はない。
186	小説家甲が執筆した小説の映画化のために脚本家乙が執筆した脚本は、共同著作物を構成し、甲と乙とは共同著作物の共同著作者とな
187	弁理士甲と弁護士乙とが共同執筆した論文の著作権の存続期間は、原則として、この論文の公表後50年である。
188	画家甲と乙とが共同して描いた絵を、画商丙が甲及び乙に無断で複製してポスターとして利用している場合において、甲は、乙と共同しなければ、丙に対して著作権侵害に基づく差止めを請求することができな
189	大学生甲と乙とが趣味でゲームソフトを共同製作した場合において、甲は、当該ゲームソフトの著作権の自らの持分についてであっても、乙の同意がなければ、ゲームソフト・メーカー丙に譲渡することができな
190	映画に出演した俳優は、映画のDVD化にあたって、録画権を主張することはできない。
191	実演家に与えられる実演家の人格権は、氏名表示権と同一性保持権のみであり、実演家に公表権は与えられていない。
192	実演家は、その実演の改変によって実演家の名誉又は声望を害される場合でなければ、同一性保持権侵害の主張をできない。
193	映画に出演した俳優は、その映画のDVDの最初の販売の日から1月以上12月を超えない範囲で政令の定める期間は、実演家として、その映画のDVDの貸与について貸与権を有するが、その期間を経過した後は、排他権のない報酬請求権を有するにすぎない。
194	バイオリニストの演奏が録音されている市販の音楽CDを用いて、その演奏をラジオで放送する場合には、そのバイオリニストの許諾を得る必要はない。
195	コンピュータ・プログラムでも著作物とならないものもある。
196	小説の主人公であるシャーロック・ホームズのキャラクターは著作物ではない。
197	住宅メーカーのカタログに掲載されている一般住宅は、建築の著作物である。
198	交通標語であっても、著作物であるということはありうる。
199	手書きの住所録はデータベースの著作物ではない。
200	1 音楽の著作物の海賊盤を、それが海賊盤の音楽CDであることを知って購入し、それを友人に譲渡する行為は、譲渡権の侵害となる。
201	2 音楽の著作物の著作権者の許諾にもとづき国外で適法に頒布された音楽CDを日本国内に輸入する行為が著作権の侵害を構成すること
202	3 海賊版プログラムを業務上コンピュータで使用する行為は、その海賊版の入手の時に海賊版であることを知っていたとしても、著作権の侵害を構成しない。
203	4 演奏する楽曲についてその著作権者の許諾を得ることなくコンサートを開催したが客が数人しかこなかった場合には、演奏権の侵害とはならない。
204	5 写真の著作物の著作権者に無断で、大型スクリーンを用いて当該写真を公衆に提示する行為は、当該写真の著作物の著作権者の上映権の侵害となる。
205	(イ) 美術の著作物の著作者が原作品を譲渡した場合には、原作品の譲渡に際し公衆に提示しない旨の特約が付されていたとしても、展覧会に出品する行為は公表権の侵害を構成しない。
206	(ロ) デパートのBGMとして音楽がメドレーで流される場合に、その音楽の著作物の著作者の氏名を表示しなくとも氏名表示権の侵害を構成し

207	(ハ) 著作者の死んだ後において、著作者が生存中であれば著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないとされるのは、著作者の死後70年に限られる。
208	(ニ) 条文上、同一性保持権の侵害が成立するためには、改変された著作物が公衆に提供又は提示されることを必要としていない。
209	(ホ) 研究論文を大学の紀要に掲載するにあたり、他の掲載論文と統一性を保つため送り仮名や句読点を変更する行為は、同一性保持権の侵害を構成することはない。
210	(イ) 放送事業者は、自然の風景など、それ自体が著作物として保護されない番組を放送する場合には、当該放送に関して、著作隣接権を取得することはできない。
211	(ロ) 映画製作者が俳優の許諾を得てその実演を映画の著作物に固定し、当該実演が収録されたビデオテープを販売している場合に、第三者がこれらのビデオテープを俳優に無断で複製し、公衆に販売しても、俳優の録画権を侵害しない。
212	(ハ) 実演家に無断で実演を写真撮影し、その写真を公衆に販売する行為は、実演家の有する複製権及び譲渡権を侵害する。
213	(ニ) 市販されている音楽CDを利用したテレビドラマがDVDとして発売されることに対して、その音楽CDの製作者はそれを許諾する権利を有す
214	(ホ) 放送事業者は、私的使用のための録音・録画に関して、複製権が制限されるかわりに、私的録音録画補償金を請求する権利を取得す
215	1 学校の教室に備え付けられた生徒用の椅子でも著作物として保護される。
216	2 小説を点字に変換した文書は、一般に、小説の二次的著作物に該当する。
217	3 名刺を50音順に並べて収納したファイルは、編集著作物にならな
218	4 他人の詩を無断で素材として収録した詩集は、たとえ素材の選択・配列に創作性が認められても、編集著作物として保護されることはな
219	5 オリンピック競技大会のマラソン競技も著作物となる。
220	法人は、著作権法第15条の職務著作の要件を満たさない場合であっても、従業者と契約を締結することにより、著作者となることができる。
221	プログラムの作成を他社に委託し、名義を委託会社のものとして公表する場合、当該プログラムの著作者は委託会社となる。
222	小説家が、映画製作のために脚本を書き下ろした場合、小説家が、脚本の著作者となる。
223	漫画家に雇用された助手が描いた主人公の絵の著作者は、その絵が漫画家の指図に従って描かれたとしても、その助手になる。
224	新聞社の従業員が新聞に掲載するために多数の記事を執筆し、そのうちの一部が実際に新聞に無記名で掲載されたという場合、残りの記事については従業員が著作者となる。
225	国や地方公共団体が作成した文書は、公共の目的で作成されたものであり、著作権を主張させることは妥当とはいえないので、著作権の目的とはならない。
226	2 システム設計書、フローチャート、プログラム使用マニュアルは、プログラムそれ自体とは異なり、電子計算機を直接作動させるものではないけれども、著作物として保護され得る。
227	3 応用美術作品について意匠権を取得した者は、もはや当該作品について著作権の保護を受けることはできない。
228	4 職業別電話帳は、電話番号を配列したものに過ぎないので、著作物として保護されない。
229	5 小説に挿絵が挿入されて発表された場合には、両者を含めたものが共同著作物となる。
230	(イ) 未公表の楽曲の著作物の演奏権を譲り受けた者が当該楽曲を演奏ではなく出版により公表したとしても、楽曲の著作者の公表権を侵害
231	(ロ) 名作絵画を故意に焼失させる行為は、同一性保持権の侵害とな
232	(ハ) 著作物の改変が元の著作物の本質的な特徴を直接感得させない程度に達している場合には、同一性保持権の侵害とはならない。
233	(ニ) 著作者の名誉・声望を害する著作物の改変が行われた場合に限って、同一性保持権の侵害が成立する。

234	(ホ) 著作物である建築物を増築する行為は、同一性保持権を侵害しな
235	1 実演家に与えられている商業用レコードの二次使用料を受ける権利は、レコード製作者によってのみ行使することができる。
236	2 放送事業者は、テレビジョン放送を、繁華街で大型スクリーンに映す者に対して、放送事業者の権利を主張することができる。
237	3 実演家は、自己の実演の録画を許諾した場合には、その許諾に基づき作成されている録画物を放送する行為に対して、放送権の侵害を主張できない。
238	4 レコード製作者に与えられている貸与に関する権利は、1月以上12月を超えない範囲において政令で定める期間を経過した後は、報酬請求権となる。
239	5 実演家に与えられる同一性保持権は、実演の性質や利用の目的、態様に照らしやむを得ないと認められる改変、又は、公正な慣行に反しないと認められる改変には適用されない。
240	実演家には、録音権・録画権、放送権・有線放送権、送信可能化権、譲渡権、貸与権、放送二次使用料を受ける権利及び貸レコードについて報酬を受ける権利がある。
241	レコード製作者には、複製権、放送権・有線放送権、送信可能化権、譲渡権、貸与権、放送二次使用料を受ける権利及び貸レコードについて報酬を受ける権利がある。
242	放送事業者には、複製権、再放送権・有線放送権、送信可能化権及びテレビジョン放送の伝達権がある。
243	有線放送事業者には、複製権、放送権・再有線放送権、送信可能化権及び有線テレビジョン放送の伝達権がある。
244	著作隣接権者にはこれまで人格権が認められていなかったが、平成14年の著作権法改正により、実演家には実演家人格権として氏名表示権及び同一性保持権が認められた。
245	最高裁は、中古ゲームソフトの判決で、家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトは映画の著作物ではない、とした。
246	最高裁は、中古ゲームソフトの判決で、家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトは映画の著作物であるが、頒布権はない、とした。
247	最高裁は、中古ゲームソフトの判決で、家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトは映画の著作物であり、頒布権はあるが、第一譲渡により頒布権は消尽する、とした。
248	最高裁は、中古ゲームソフトの判決で、家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトは映画の著作物であるので、頒布権があり、第一譲渡によっても頒布権は消尽しないので、中古ゲームソフトの販売に対する差止請求が認められる、とした。
249	最高裁は、中古ゲームソフトの判決で、家庭用テレビゲーム機用ゲームソフトは映画の著作物であるので、頒布権があり、一譲渡によっても頒布権は消尽しないので、中古ゲームソフトの販売に対する差止請求権はあるのだが、このような権利行使は権利の濫用に該当するので、差止請求は認められない、とした。
250	一話完結形式の連載漫画は、著作権法第56条にいう逐次刊行物には該当しない。
251	法人が著作権法第15条の規定に基づいて、従業員が作成した著作物の著作権を取得する場合には、その著作物を作成した従業員に対して相当の対価を支払わなければならない。
252	譲渡契約に基づく著作権の譲受人は、その旨を登録しない限り、譲受人としての地位を第三者に対抗することができないが、当該著作権の侵害者に対しては登録なくして著作権を主張することができる。
253	著作権を侵害する行為により作成された違法複製物を頒布する目的で所持する行為は、当該複製物が違法に作成されたものであることを知っている場合に限り、著作権を侵害するものとみなされる。
254	共同著作物の著作者人格権が侵害された場合には、共同著作者全員の合意がない限り、差止請求権を行使できない。
255	小説が未公表であり、その著作権が譲渡されていない場合に、その小説を翻訳した出版社がその小説の作者に無断でその翻訳を不特定多数の者に提供することは、小説の作者(原著作者)の公表権の侵害とな

256	著作物中に記された創作性のない統計データのみが利用された場合であっても、当該データが著作者の独自の調査に基づくものである場合には、著作者の氏名を表示しなければ、氏名表示権の侵害となる。
257	著作者人格権は、原則として譲渡することができないが、やむを得ない理由がある場合には、文化庁長官の裁定を受け、譲渡することができき
258	著作物の複製物に著作者と異なる氏名表示を行ったとしても、それが公衆へ提供又は提示されない限り、氏名表示権の侵害とはならない。
259	歌詞と楽曲から成る音楽の著作物について、その歌詞を創作した作詞家及びその楽曲を創作した作曲家は、その音楽の共同著作物の著作者となる。
260	映画製作者の発意に基づきその映画製作者の業務に従事する映画監督が職務上作成する映画の著作物で、その映画製作者が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その映画製作者である。
261	私立大学教授の講義案で、その大学教授が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その大学教授である。
262	もっぱら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物(著作権法第15 条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。
263	著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名又は名称が著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者とみなされる。
264	コンビニエンスストアのオーナー甲は、自己の店で発生した強盗事件の様子が自動的に録画された防犯ビデオテープを、放送局に対価を得て譲渡し、放送局は甲の許諾の下にこのビデオテープに録画された強盗事件の様子をテレビニュースで放送した。ビデオ会社乙は、その放送された強盗事件の様子の映像を「犯罪の瞬間」と題するビデオテープに編集して、これを販売している。
265	弁護士甲は、日本の著作権に関する判決を翻訳し、「英訳日本著作権判決」としてある法律雑誌に連載していた。乙は、その英訳文のコピーを「英訳日本著作権判決」として販売している。
266	出版社甲は、独自調査の結果に基づいて全国のすべての大学の教授を甲が自ら創作した独自の学問分野の区分にまとめて配列し、その氏名と所属大学を記載した「大学教授総覧」なる本を出版した。出版社乙はその本から教授の氏名と所属大学だけをそのまま写して氏名のアイウエオ順に並べた「大学教授一覧」なる記事を作成し、その出版する雑
267	浮世絵の収集家甲は、自己が所有し、かつ、著作権の保護期間が経過した浮世絵を忠実かつ機械的に写真撮影し、これを集めて画集として発売した。出版社乙は、その画集の中から浮世絵の写真一点をそのまま複写して、その出版する雑誌に掲載した。
268	ジャズ演奏家甲は、ライブハウスで飛び入り出演して即興演奏を行った。演奏された曲は、甲の創作による全く新しい曲であったが、甲自身も2度と同じ曲を演奏することのできない、まさしく即興演奏であった。乙は、その演奏を秘密裏に録音してインターネット上の自分のウェブサイトにアップロードし、無料で公開した。
269	共同著作物である小説の各著作権者は、他の著作権者の同意のみを得てその小説を映画化する者に対し、その映画化の停止を請求することができる。
270	国内において頒布する目的をもって、作成の時において国内で作成したとしたならば著作者人格権の侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為は、当該著作者人格権を侵害する行為とみなされ
271	プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害するものとみなされる。

272	著作者の死後においては、その著作者の配偶者は、その著作者が存しているとしたならば当該著作者人格権の侵害となるべき行為をする者又はするおそれがある者に対し、その行為の停止又は予防を請求することができる。
273	著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を展示する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなされる。
274	個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときであっても、コンビニエンスストアなどに設置されているコイン式複写機を用いて著作権の存続している書籍を複製する場合には、その書籍の著作権者の許諾を必要とする。
275	市の教育委員会が作成し市立小学校の児童に配布される教材であって、著作権法第33 条第１項にいう教科用図書に該当しないものに、郷土史家の書いた風土記で公表されているものを転載する場合には、同法第32 条第１項の引用として著作権者の許諾なく利用することができる範囲を超えていても、その出所を明示すればその風土記の著作権者の許諾を必要としない。
276	公表された小説であれば誰でも点字により複製することができるが、その小説を点字プリンターに用いる点字データにしてインターネットで配信することについては、点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものが行う場合以外は、その小説の著作権者の許諾を必要とする。
277	通常の家庭用のテレビを設置し、入場料を徴収して衛星放送の映画番組を視聴させることについては、その映画の著作権者の許諾を必要としない。
278	建築の著作物を、建築物を撮影した写真から構成される写真集に掲載するには、その建築の著作権者の許諾を必要とする。
279	正規に購入したCD－ROM写真集の写真をパーソナルコンピュータを介してビルの壁面に設置された大型のディスプレイに映し出すことは、その写真の著作権者が有する上映権を侵害する。
280	正規に購入したCD－ROM写真集を、パーソナルコンピュータを利用して、不特定の第三者が無料で自由にインターネットを通じてその第三者のパーソナルコンピュータにその写真集の写真を映し出すことができるようにすることは、その写真の著作権者が有する公衆送信権を侵害
281	油絵をその作者から購入した者が、その油絵を不特定多数の者に有料で貸し出すことは、その油絵の著作権者が有する貸与権を侵害す
282	美術の著作物であるブロンズ製の彫刻をその作者から購入した者が、自宅の門の上にその彫刻を恒常的に設置することは、その彫刻の著作権者が有する展示権を侵害する。
283	小説の著作権者の許諾を得てその小説を原作として製作された映画を入場料を徴収して上映することは、その映画の著作権者が有する上映権を侵害するとともにその小説の著作権者が有する上映権をも侵害す